

第 13 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和3年11月25日

定 例 会

令和3年第13回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和3年11月25日

招集の場所 越谷市中央市民会館4階 第16・17会議室

開閉会日時 開会11月25日 午後 1時30分
閉会11月25日 午後 2時53分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	堀 川 智 子	委 員	荒 木 明 子
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴 木 功	学校教育部長	岡 本 順
教育総務部 副部長兼 教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼 学校管理課長	紺 野 功
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校教育部 副参事兼 指 導 課 長	小野寺 秀 明
教育総務部 副参事兼 図 書 館 長	横 山 みどり	学校教育部 副参事兼 給 食 課 長	石 川 智 啓
生涯学習課長	木 村 和 明	学校教育部 副参事兼 教育センター 所 長	齋 藤 紀 義
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	前 田 清 彦	学務課長兼 小中一貫校 整 備 室 長	青 木 元 秀
スポーツ振興課 調 整 幹	小野田 昌 功	学校管理課 調 整 幹	齋 藤 道 雄
図 書 館 調 整 幹	茂 木 実	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	中 野 聡

大相模公民館長 松 崎 和 義

職務のため会議に出席した者の職氏名

教 育 総 務 課
副 課 長 濱 田 尊 則

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより11月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、教育長専決第28号については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 1時30分)

◎教育長報告 「教育長専決第26号について」

吉田教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第26号について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

八木下スポーツ振興課長 それでは、専決第26号 議決事項の一部変更について（越谷市立第1体育館等解体工事請負契約の締結）の原案決定についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをご覧ください。

専決第26号 議決事項の一部変更について（越谷市立第1体育館等解体工事請負契約の締結）の原案決定について。

議決事項の一部変更について（越谷市立第1体育館等解体工事請負契約の締結）の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和3年11月12日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の5ページをご覧ください。こちらは、令和3年12月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立第1体育館等解体工事について、基礎杭の除去に係る施工方法を変更する必要性が生じたことに伴い、契約金額を変更する必要があるため、提案するものでございます。

内容でございますが、当該契約は令和3年6月定例市議会の議決を経て、解体工事を進めてきたところでございますが、当初には想定し得なかった基礎杭の除去に係る施工方法の変更が生じ、解体費用の増額が見込まれることから、変更契約を行うものでございます。

また、契約金額は2,590万5,000円を増額し、2億713万円となります。

専決第26号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

想定外の基礎杭が見つかったということなのですが、どうしてそういうことが起きたのか、少し補足をしてもらえますか。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 解体工事の議案を提出するに当たりましては、金額を算出するために設計書を作成しましたが、昭和36年に建設した時の設計書が出てきたことから、それを基に基礎杭の本数や、どれぐらいの長さのものかというのを想定して、契約金額等を決定していったところでございます。

その中で、第1体育館の基礎杭につきましては、設計書で松杭、木の杭を体育館全体に3.6メートルのものを342本埋めている記録となっていたことから、それを基準としましたが、実際に建屋の解体が終わり試掘で2本ほど基礎杭を抜いてみたところ、3.6メートル以上の杭、実際に測ってみますと9.8メートルというかなり長い基礎杭だったということが判明しました。そのため、当初の設定金額では不足が生じることが判明したことから、その費用を増額したものでございます。

また、大沢小学校の側、第2体育館と大沢地区センター側にある建屋を解体した後、杭を抜く作業に入ろうとしたところ、昔は池だった場所であったことからある程度の地盤の軟弱性は想定していましたが、実際にコンクリートの杭を抜くに当たって50トンのクレーンを導入して試してみたところ、想定以上に地盤が軟弱ということで、このまま続けていくとクレーン本体が倒れたり、事故の危険性が想定されました。そのため、第2体育館と大沢地区センターの地盤改良を実施して、安全性を担保した上で工事を進める必要があるということで、地盤改良の工事費用について増額したものでございます。

以上です。

吉田教育長 ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第27号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第27号について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、専決第27号 裁判上の和解についての原案決定についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

専決第27号 裁判上の和解についての原案決定について。

裁判上の和解についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和3年11月12日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらは、令和3年12月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。提案理由でございますが、損害賠償請求事件について、さいたま地方裁判所越谷支部から和解勧告がありましたので、これに応じ、裁判上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。事件の概要につきましては、平成30年4月23日に、あだたら高原少年自然の家食堂業務委託契約を締結いたしましたが、第2次耐震診断の結果を踏まえ、同年10月24日から利用を休止し、同施設における業務を中止したことから、業務の中止により損害が生じたとして、越谷市に対して損害賠償を求めたものでございます。

なお、和解の要旨等につきましてはご参照いただきたいと存じます。

専決第27号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第29号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第29号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、専決第29号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

専決第29号 令和3年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和3年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和3年11月18日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊の令和3年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページの表の一番下にございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回1,310万円を追加し、補正後の総額は25億9,696万6,000円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページの歳入予算説明書をご覧ください。15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金につきましては、総合体育館における施設用器具購

入費用等に係る魅力ある地域づくり事業補助金700万円を追加します。

次に、21款市債、1項市債、7目教育債につきましては、越谷市立第1体育館等解体工事の施工方法を変更する必要性が生じたことに伴い、地域体育館等解体事業債610万円を追加します。

次に、歳出の内容でございますが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回3,214万円を減額し、補正後の総額は107億9,244万2,000円となります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。22ページ及び23ページの事業別予算説明書をご覧ください。上段の2項小学校費、1目学校管理費のうち備品等整備事業につきましては、児童数及び学級数の増加に伴う消耗品費等としまして、合わせて880万円を追加します。

次に、下段の3項中学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う通信運搬費として50万円を追加します。

また、備品等整備事業につきましては、生徒数及び学級数の増加に伴う消耗品費等として、合わせて430万円を追加します。

24ページ、25ページをご覧ください。6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、文化振興事業につきましては、日本文化伝承の館こしがや能楽堂に係る改修工事費として150万円を追加します。

次に、2目旧少年自然の家費のその他少年自然の家費につきましては、あだたら高原少年自然の家に係る賠償金として200万円を追加します。

26ページ及び27ページをご覧ください。7項保健体育費、2目学校給食費のうち、学校給食事業につきましては、学級数の増加に伴う消耗品費及び調理用機器購入費として、合わせて250万円を追加します。

また、施設管理費につきましては、学校給食センターに係る燃料費及び修繕料として、合わせて2,250万円を追加します。

なお、その他の項目につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の整理に係る減額が主なものでございます。

詳細につきましては、事業概要欄をご参照いただきご了承賜りたいと存じます。

戻りまして、6ページをご覧ください。債務負担行為の追加でございますが、7件ございます。まず、衛生検査手数料から通学指導委託料まで3件及び、1つ飛びまして児童生徒健康管理検査手数料から浄化槽保守管理委託料までの3件につきましては、各事業の来年度に向けた準備行為が必要であることから、令和3年度から令和4年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。また、表の上から4つ目の小中一貫校整備運営費につきましては、民間活力を導入して（仮称）蒲生学園、（仮称）川柳学園の整備を進めるため、令和3年度から令和21年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。地方債の変更ですが、歳入でご説明いたしましたとお

り、地域体育館等解体事業につきましては越谷市立第1体育館等解体工事の施工方法の変更に伴い、当該事業に係る市債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

教育長専決第29号に係る報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

渡辺委員。

渡辺委員 お伺いしたいのですが、9ページの歳入のうち県支出金にあります魅力ある地域づくり事業補助金は、具体的にどのようなものに使われるのかというのが分かれば教えていただきたいのと、23ページの歳出のうち備品等整備事業の880万円について、学級数や人数の増加によるものということなのですか、この時期に学級数が増えたということなのでしょうか。

2点お願いします。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 魅力ある地域づくり事業補助金につきましては、埼玉県補助金ですが、その内容といたしましては、越谷市にございますバスケットボールチーム、越谷アルファーズの試合に対応するため、総合体育館の改修や備品の整備をするものでございます。

具体的には、土足入場を可能にするための床のフロアの抗菌やその下地処理、また、試合開催時の基準を満たしたバスケットゴールを1セット追加するというもので、埼玉県に相談したところ、魅力ある地域づくり事業補助金の活用ができるということで、費用の2分の1となる700万円を計上したものです。

以上です。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 はい、分かりました。

吉田教育長 学校管理課長。

紺野学校管理課長 次に、備品購入費についてでございますが、消耗品費につきましては、実際に学校で不足しているもの、例えば体育館の椅子などで、劣化により処分するなど不足したものを毎年学校から要望いただいております。当初予算でも要望しているのですが、当初予算では難しいものなどについて、改めて要望をさせていただいている、不足分を要望しているということになります。

また、備品購入費につきましては、次年度での学校における教室の動向や児童生徒数の動向を踏まえ購入するものでございまして、10月あたりで次年度の児童数等がおおむね確定してまいりますので、次年度に向けて毎年12月の補正で購入をしているものでございます。

以上です。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 次年度の学級数の増加を見込んでということですね。

紺野学校管理課長 はい。

渡辺委員 分かりました。

また、6ページの債務負担行為を設定するものと今年度予算で追加して要求するものとの違いは何なのでしょう。

吉田教育長 債務負担行為そのものについてのご質問でよろしいですか。

渡辺委員 年度をまたいでしまう場合には、債務負担行為を設定するという説明だったかと思うのですが、今回の補正予算で学級数の増加に伴ってあらかじめ購入するということとの違いはあるのでしょうか。

吉田教育長 学級数の増加についても次年度なのだから、来年度に向けた準備が必要だということですが、債務負担行為とはどう違うのかということですね。

渡辺委員 はい。すみません、教えてください。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 債務負担行為のご質問でございますが、こちらにつきましては来年度に向けた契約ということで、4月1日からの契約ですと、前年度から手続に入らないと間に合いませんので、令和3年度から令和4年度ということで限度額を定めさせていただいております。予算については令和4年度の当初予算で執行するような形になります。契約の手続上、ゼロ債務負担行為と言っていますけれども、そういった手法を用いさせていただいております。

以上でございます。

吉田教育長 あくまで手続上のことということですね。

渡辺委員 はい、分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 1点確認なのですが、6ページの債務負担行為に令和3年度と令和4年度で通学指導委託料というのがございますけれども、これは3学園とは関係ないものですか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 それでは、お答えいたします。

通学指導員につきましては、今年度まで川柳小学校の学区の改変に伴って、3年間ということで措置してきたもので引き続きのように思えるのですが、今年度で3年間が終わります。次年度から、川柳小学校と明正小学校で一部通学路の変更がございますが、新しく信号をつけていただく部分と、新しく通学路の整備をしていただく部分、そこを新たに子どもたちの通学路とするに当たって、通学指導員を配置するために要求をしているものでございます。

野口教育長職務代理者 交通指導員ではなかなか補えないところを、学区変更に伴って教育委員会では予算を措置して指導員を配置するという理解でよろしいですね、分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎第44号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第44号議案「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

青木学務課長 それでは、第44号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の17ページをお開きください。

第44号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、押印を求める手続の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、資料新旧対照表の1ページをご覧ください。今回、押印廃止に伴う一部改正が埼玉県立学校職員服務規程においても公布されていることなどを踏まえまして、同様の改正を行うものでございます。

具体的な主な内容でございますが、第7条及び第23条の各号に規定されている「出勤簿」を「勤務整理簿」に改めるとともに、2ページから44ページには各様式を掲載しておりますが、それぞれ申請者や決裁権者等の押印の義務づけを廃止するものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行いたしますが、第7条及び第23条第3号の改正につきまして、公立学校における出勤簿は年度管理であることから、令和4年4月1日から施行することといたします。また、この規則による改正前の様式は当分の間、所要の調整をして使用することができることといたします。

第44号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 押印を廃止することに伴ういろいろな変更は分かりますけれども、出勤簿が勤務整理簿に名前が変わった理由みたいなものがあれば教えてください。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 これにつきましては、埼玉県のお知らせに従って行うものでございますけれども、これまで学校の職員は出勤をすると、押印をすることで出勤をしたという記録をしていたのが出勤簿でございます。その押印自体を廃止するというので、勤務整理簿という形で名称が変更となっております。

具体的には、来年度から使っていくことで今作成をしておりますけれども、電子データで記録ができるようにということで準備を進めているところでございます。

吉田教育長 よろしいですか。

山口委員 名前が少し複雑になる感じがして、出勤簿って普通は言ってしまう気がするのです。わざわざ変える理由があるのかなと少し思ったのですけれども、埼玉県でそのように決めたというのであれば、従わざるを得ないのかなと思います。

吉田教育長 出勤だけの記録ではないよと、そういう意味でしょうか。

学務課長。

青木学務課長 この出勤簿には、これまでもそうなのですけれども、例えば年次休暇を取得したとき、特別休暇を取得したということについても記録をしてまいります。そして、その日付の合計等を算出して記録をするという性質がございます。今回は押印が廃止となりましたので、その記録というのが中心的な役割になってくるのかと思います。

吉田教育長 機能的にはこちらのほうが的を射ているという考えなのですね。だから、この際変えよう。

山口委員 分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 現在出勤は、その時間を電子データで把握しているのかと思います。そうすると、今度は出勤と出勤の時間というのがワンセットで分かるようになるという感じでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 越谷市では、今まで使っていた出勤簿とは別に、働き方を管理するという意味で出勤、出勤がＩＣカードを使って電子的に記録ができるように進めてまいりました。本来であれば勤務整理簿のデータと一致していくのが一番好ましいとは思いますが、これにつきましては様々なシステムの要件ですとか改修などが必要になってきますので、ＩＣカードによるものにつきましては、これまでどおり運用していきながら、勤務整理簿と併用していく形をとってまいりたいと考えております。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第44号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第45号議案 越谷市立図書館運営規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第45号議案「越谷市立図書館運営規則の一部を改正する規則制定について」、図書館長から説明いたします。

図書館長。

横山図書館長 それでは、第45号議案 越谷市立図書館運営規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをご覧ください。

第45号議案 越谷市立図書館運営規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立図書館運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、図書館システム更改により、電子図書館サービスの利用に関すること及び延滞者について貸出しの停止等の規定を整備することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、資料新旧対照表の45ページをご覧ください。初めに、図書館の利用制限についてでございますが、正当な理由なく図書館資料を返却しない延滞者に対して、貸出し等の停止が行えるよう第5条第2項に督促を行う旨を規定するとともに、同条第3項に貸出し停止等ができる旨を新たに規定するものでございます。

次に、45ページ下段から46ページ上段でございますが、令和4年2月1日の図書館システム更改に伴い、電子書籍を含む電子資料の貸出しを開始いたします。それに伴い、電子図書館サービスを実施する旨を新たに第15条として規定いたします。以降、各条については一つずつ条ずれいたします。

次に、視聴覚資料についてでございますが、視聴覚教育活動は図書館と別設置となっている「越谷市視聴覚ライブラリー」にて行っているため、第16条中の「視聴覚教育活動を推進するため」の文言を削除いたします。また、第18条第2項として視聴覚資料の館外貸出し点数等を新たに規定するとともに、第19条に視聴覚資料の利用に係る準用規定を改正いたします。

次に、46ページ下段から47ページ上段でございますが、図書館システム更改に伴い、録音図書の貸出し可能点数が増加することから、現在の5点から10点に変更するほか、47ページ中段のホ

ール等貸室利用については、現在図書館内に研修室を設けていないことから、第23条の内容を整理するとともに、第4号様式中「研修室」の表記を削除いたします。

なお、この規則は令和4年2月1日から施行いたします。

第45号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 ご説明ありがとうございます。

現状では、延滞者はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

吉田教育長 図書館長。

横山図書館長 延滞者の合計は取ってはいないのですが、様々な利用者のかたがいらっしゃいまして、1日遅れでも申し訳なかったとカウンターにおいでになるかたもいらっしゃれば、督促をしても、なかなかお返しいただけないかたもいらっしゃいます。督促の回数につきましてはデータがございまして、令和元年度につきましては、メールで1万4,539件督促を行いました。メールで督促するのが一番伝わりますので、図書館としてはメールの登録を推奨しております。また、自動音声案内、CTIと言われている自動音声の電話で督促を行っているのですけれども、これが1万5,094件ありました。

令和2年度につきましては、臨時休館もございまして、少なくなっております。令和2年度はメールが6,545件、自動音声案内等が6,609件でございます。自動電話に出られない方には職員が改めて電話で督促をしていますが、電話に出ない方も結構いらっしゃいますので、葉書による督促も行っております。

吉田教育長 よろしいですか。

利用制限及び延滞に対する措置について、30日を経過する日までと書いてありますけれども、近隣の状況等が分かったら補足していただけますか。

図書館長。

横山図書館長 このたびのことを決めるにあたり、県内の63の図書館に調査を行いましたところ、49館から回答がございまして、こういった貸出し制限をしているという館が49館中33館ございました。

また、制限開始となる基準日なのですけれども、今回、越谷市は30日経過したところで停止をすることで検討していますが、49館中30日というのが15館ございました。その他には、60日経過後というのが7館、7日から15日経過というのが6館、それから返却期日の翌日から、1日遅れでも停止するという館も2館ございました。近隣では、草加市が30日、春日部市が74日、三郷市が7日、吉川市が1日でございまして、規模の大きなところでは、さいたま市が60日、川口市が15日、

川越市が60日、所沢市が30日という状況でございました。

吉田教育長 30日というのは、近隣の状況から判断してという他に、何か理由がありますか。

図書館長。

横山図書館長 督促をしてから停止をするという対応になろうかと思うのですが、一度遅れたときに督促をするタイミングが、2週間位がちょうどいいのではと考えています。予約が入っている場合には待っている方がいらっしゃいますので、1日遅れでもすぐ督促をするわけなのですが、待っていない方へは2週間位のところで督促をして、30日後に停止するというのが、実際に業務に携わっている者としては一番いいタイミングな期間であると思います。アンケートでも一番多かったので、30日が適切ではないかと考えております。

吉田教育長 他にご質問、ご意見等ございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのですが、越谷市の場合には、延長というのはできるのですか。

吉田教育長 図書館長。

横山図書館長 ウェブで借りましても、貸出しの日がちが過ぎていないということと、次に予約が入っていないということであれば、1回延長することができます。また、図書館に来ていただければ、普通に返していただいて、延長という形ではなく、新たに借りるということもできます。

渡辺委員 はい、分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第45号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第46号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について

吉田教育長 続きまして、第46号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

小野寺指導課長 それでは、第46号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の39ページをご覧ください。

第46号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和3年度越谷市学校運営協議会委員を次のとおり任命するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別の順に申し上げます。また、任期は残任期間の令和4年3月31日まででございます。なお、敬称については省略させていただきます。

令和3年度南中学校学校運営協議会委員。

1号委員、川田早苗、蒲生南小学校PTA本部役員、女、新任。

1号委員、清水恵子、蒲生小学校PTA本部役員、女、新任。

2号委員、鈴木祥明、PTA会長、男、新任。

令和3年11月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立南中学校の令和3年度学校運営協議会委員について、選出母体における令和3年度の役職改選並びに地域住民及び保護者等の学校運営への参画を促進することに伴い、新たに委員を任命するため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の40ページをご覧ください。ご参考までに、今後ご提案させていただいた3名を加えた令和3年11月25日現在の委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

第46号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第46号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他 「令和3年度越谷市成人式について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和3年度越谷市成人式について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、令和3年度越谷市成人式についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の41ページをお開きください。

越谷市成人式は、例年13地区に組織いただいた実行委員会と越谷市、越谷市教育委員会との共催により、式典と催物を行う形式で新成人をお祝いしております。令和2年度の成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況や地区代表者会議におけるご意見を踏まえて、式典を

行わない形式で実施いたしました。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、令和元年度以前と同様に式典を行う形式で実施することを予定しております。

期日につきましては、令和4年1月9日日曜日でございます。成人の日は翌日の10日月曜日でございますが、平成15年度から成人の日前日の日曜日に開催しております。

会場につきましては、13地区に実行委員会が結成されており、大沢地区と越ヶ谷地区が合同で行われますので、12会場でございます。なお、令和3年度は文教大学と埼玉県立大学を借用することができないため、文教大学にて合同で行われておりました出羽地区と荻島地区が、それぞれ武蔵野中学校と西中学校で実施します。また、埼玉県立大学で行われていた大袋地区は大袋中学校で実施します。

次に、対象者数でございますが、本年11月1日現在で3,285人となっており、男性が1,656人、女性1,629人ございまして、昨年に比べ21人減っております。なお、新成人への案内状につきましては、11月1日現在越谷市に住民登録のある方を対象に、12月初旬に発送の予定となっております。

続いて、式典の内容でございますが、令和元年度以前と変更はございません。開式の言葉から実行委員長挨拶、式辞、記念品の贈呈、祝辞等となっております。また、式辞及び記念品の贈呈、誓いの言葉の受領につきましては、委員の皆様をお願いしているところでございます。

次に、(2)の催物等につきましても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で実施する予定です。現在、各地区において新成人の方々を中心に企画が練られている状況でございます。記念品につきましては、新成人全員に贈呈いたしますが、本年は多機能ペンとなっております。

最後に、各地区の開催日程及び委員の皆様の出席についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、会議要項の42ページをお開きください。令和2年度につきましては式典を行わない形式で実施いたしましたので、委員の皆様にはご出席いただきませんでしたでしたが、令和3年度は式典を行う形式で実施いたします。そのため、令和元年度以前と同様に、委員の皆様には市長代理者として主催者の立場でご出席いただきますので、ご承知お願います。先ほど申し上げましたとおり、式辞及び記念品の贈呈、誓いの言葉の受領が役割となります。

ご出席いただく地区につきましては、現在市長部局と調整中でございます。市長が出席する地区を決定した後に、委員の皆様にご出席いただく地区の調整を行います。来月、12月の定例教育委員会会議に日程表の案をご提示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、成人式の式辞につきましては、12月の定例教育委員会会議終了後、皆様にお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、来賓の市議会議長及び各議員の皆様の出席予定につきましても、12月の定例教育委員会会議でご報告させていただきたいと存じます。

令和3年度越谷市成人式についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

会場が使えなくなった理由と、それに伴って会場変更せざるを得ないということになると思いますが、何か支障があったりしていますか。そのことについて補足願えますか。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 会場の借用につきましては、準備の都合がありますので、7月あたりに各大学などと調整しておりますが、その時点において来年1月のコロナの状況というものは当然見通すことはできませんので、7月の段階で、文教大学につきましては、大学外への貸出しを控えるというような考えを伺っておりました。また、埼玉県立大学につきましても、福祉関係、医療関係での利用に限定したいというご意向がございましたので、大学につきましては施設の借用ができなかったという次第でございます。

また、会場が変更したことに伴う問題や課題につきましては、特に荻島地区、出羽地区の2地区につきましては、文教大学を借りる前はギャザホールを使用しておりましたので、中学校の体育館で実施しておりませんでした。今回は中学校の体育館が会場になるということで、会場設営などこれまでとやり方が変わることから、十分な準備が必要だろうということがございます。また、これまでは合同で開催しておりましたが、今回は西中学校と武蔵野中学校ということで、それぞれ会場が分かれることとなりますので、実行委員の数等についても、改めて精査が必要かなということで、現在慎重に準備を進めているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 支障というよりは、課題が残ったけれども、対応はできるということでよろしいですか。

木村生涯学習課長 はい。

吉田教育長 よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 ないようですので、この件については以上といたします。

◎その他 「令和4年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」

続きまして、「令和4年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

青木学務課長 それでは、令和4年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項43ページをご覧ください。

初めに、9月以降の日程についてご説明します。9月中に、例年各学校において保護者への説

明会を実施しておりますが、今年度はインターネット上に掲載した説明用動画にて保護者への説明を実施し、9月28日までに申請書を提出していただきました。10月13日に申請状況の集計結果を文書で保護者に通知するとともに、越谷市のホームページで公表しました。

その後、10月20日までの選択申請変更期間を経て、令和4年度入学生を選択状況が決定した結果を改めて11月9日に保護者に文書で通知するとともに、越谷市のホームページで公表しました。それが会議要項44ページの部分になります。令和3年11月1日現在の中学校選択制集計一覧でございます。

それでは、会議要項44ページにあります中学校選択制集計一覧を基に、令和4年度入学予定者の中学校選択状況についてご説明します。(A)は、基本学区の中学校を選択した人数でございます。(B)は、基本学区外から当該中学校を選択した人数でございます。(C)は、(A)と(B)の合計です。例えば中央中学校の場合には、基本学区の249人に基本学区外からの55人を加えた数、304人の児童が中央中を希望していることになります。

次に、一番下の計の欄をご覧ください。基本学区の中学校を選択した人数の合計が2,783人、基本学区以外の中学校を選択した人数の合計が281人、従いまして市内の中学校への就学希望者の合計が3,064人となります。

また、表の一番右の列は、各中学校の基本学区内に在住している新中学1年生の人数、つまり中学校選択制がない場合、本来その中学校に通う者の人数となっております。なお、令和4年度の新中学1年生につきまして、富士中学校は基本学区以外の生徒を受け入れるための余裕教室がないことから、基本学区以外からの受入れ定員を0人といたしました。富士中を除くほか14校の基本学区以外からの受入れ定員は、それぞれ35人となっております。したがって、中央中、北中の2校が抽せん校となりました。抽せん会は、11月28日日曜日に越谷市中央市民会館1階劇場で開催され、就学する中学校が決定いたします。

再度、会議要項43ページの下の部分をご覧ください。中学校選択制が開始されて以来、来年度で17年目を迎えますが、令和4年度入学予定者以外に過去4年分の選択状況を書きましたので、ご覧ください。令和4年度入学予定者の選択申請書発行総数は3,087人でした。選択申請書発行総数とは、市内に住民登録のある来年の4月に中学校新1年に就学を予定している人数でございます。

基本校の選択状況あるいは基本校以外の選択状況を見ますと、あくまでも11月1日現在の状況でございますが、約90%が基本学区の中学校を、約9%が基本学区以外の中学校を、さらに約1%が市外の中学校等への就学を予定していることが分かりました。この傾向は、ここ数年変わっておりません。

今後の日程についてご説明します。11月28日に中学校選択制抽せん会実施後、1月中旬に就学通知書が発送されます。その後、転出等で辞退者が出た場合、抽せんで漏れた方の繰上げもあり

ます。その繰上げは2月9日で締め切れ、最終的に就学する中学校が決定することになります。
市内中学校では2月7日に入学説明会が行われ、新入学への準備が始まります。

令和4年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

堀川委員。

堀川委員 17年目ということで、順調に選択制が進んでいるなという感じですがけれども、毎年アンケートを取られているということで、昨年のアンケートの内容などを教えていただければと思います。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 アンケートにつきましては、例年実施しているわけですが、選択した方はこの制度を上手に活用していただいているなという結果となっております。ただ、見直しを今後どう図っていくかについてですが、アンケートの項目という形では、内容的には少し変えなければいけないかなと担当でも考えています。今後、制度の見直しも視野に入れて、アンケート項目を再度検討してまいりたいと思います。

吉田教育長 今後、生徒数が特定の地域を除いては減少する傾向にあると。例えば新栄中は93ということですが、こうした数の減少によって、何か課題等が生じるようなことはありますか。

学務課長。

青木学務課長 特に中学校において新入学生徒が減少するということにつきましては、中学校は教科ごとに担当がおりますので、全ての教科で、本採用の教員が担当できなくなるという可能性が出てまいります。持ち時間数の少ない教科については、非常勤講師による勤務ということも十分考えられますことから、学校運営上の課題となってくることが考えられます。

また、今後小中一貫校をつくっていく、小中一貫教育を進めていくに当たって、この選択制をどのように一体化していくかということにつきましては、課題として検討すべきものと考えております。

吉田教育長 今後そうした課題が考えられることから、検討をしていきたいということによろしいですか。

青木学務課長 はい、そのとおりでございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 今教育長がおっしゃったように、新栄中学校が特に基本学区外を希望している新中学1年生が69人いるということだと思うのですが、これは何か原因があるのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 新栄中学校の学区には5つの小学校がございまして、その5つの小学校もそれぞれ複数の中学校へ進学するという形になります。中学校選択制を利用する方の理由といたしまして一番多いのは部活動ということでございますが、2番目に多いのが友達関係というのが分かっております。そういった場合に、他の中学校へ進学する友達に合わせて、基本学区以外の中学校を選択している状況が多いのではないかと考えております。ただ、新栄中学校につきましては、新栄中学校を希望している子どももそれなりにいるという形でございまして、そういう意味では、地域性というものがどうしても例年表れてくるということで考えております。

吉田教育長 私は、小学校で選択制を採用している市に勤めていたことがあるのですが、小学校の場合はとにかく近い学校に行きたい、中学校はそういう意味では友達がいるということもあるけれども、偏在しているから、学校が近いというようなこともあるのかなと思います。これは想像にすぎませんけれども、いろいろ学校によっては事情があるということです。

他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 説明ありがとうございました。

中学校選択制も17年目を迎えたということで、すっかり定着したなという感想を持ちました。それから、先ほど学務課長からも説明がありましたが、大体1割程度のお子さんが制度を活用して、基本学区外を希望するというので、子どもたちの中学校生活の充実という点では、一定程度の役割を果たしているのではないかなと思いました。

ただ、これからの課題になってくるのは、先ほど出ていた学校のように、だんだんと小さくなっていく、人数が少なくなっていくところについては、やはり注視して見ていく必要があるのではないかなと思いました。特に新栄中学校は、一時はかなり基本学区からの選択者が多かった時期もあったのですが、少し減ってきて、その分は北陽中がかなり選択する子が多くなっているというような動向もありますので、特に北部地区の中学校の生徒数については、今後も注視していく必要があるなと感じました。

以上です。

吉田教育長 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「越谷市立小中一貫校整備PFI事業の今後の予定について」及び「「3学園構想」を止め、安全・安心の学校新設を求める署名の提出について」

続きまして、「越谷市立小中一貫校整備PFI事業の今後の予定について」及び「「3学園構想」を止め、安全・安心の学校新設を求める署名の提出について」、学務課長から一括して説明いたし

ます。

学務課長。

青木学務課長 それでは、越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業の今後の予定について及び「3 学園構想」を止め、安全・安心な学校新設を求める署名の提出についての 2 点につきまして、一括してご報告させていただきます。

まず初めに、越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業の今後の予定についてでございますが、恐れ入りますが、会議要項 45 ページをお開きいただきたいと思います。本年 5 月開催の教育委員会会議におきまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいた事業手法、いわゆる P F I 手法を用いながら小中一貫校を整備していく方向性につきましてご報告させていただきました。本日は、これまで取り組んでまいりました内容及び今後の予定につきましてご報告いたします。

資料中、網かけ部分が既に実施いたしました内容でございまして、当該小中一貫校整備を P F I 事業として実施するための基本的な考えをまとめました実施方針を 8 月に公表し、事業者からの質問、意見等に対する回答を行うとともに、当該小中一貫校を建設するための要求水準書(案)、いわゆる仕様書に当たるものを 10 月 1 日に公表、10 月下旬には要求水準書(案)に関する事業者からの質問を受ける個別対話を行ったところでございます。

今後の予定でございますが、特定事業の選定、公表を経た後、12 月下旬に入札の公告及び入札説明書の公表を行う予定でございます。さらに、令和 4 年 5 月下旬、P F I 事業者選定委員会にて事業者からの提案審査を行い、落札者の決定、基本協定の締結、仮事業契約の締結、9 月定例市議会の議会承認を得て正式な事業契約を行っていく予定でございます。

次に、46 ページをお開きいただきたいと思います。去る 10 月 15 日、小中一貫校を考える市民の会より 3,116 筆の「3 学園構想」を止め、安全・安心の学校新設を求める署名が提出されましたので、ご報告いたします。署名の内訳詳細につきましては、資料のとおりでございます。なお、昨年 12 月におきましても同様の署名が提出されておりますので、参考として情報提供させていただきます。

小中一貫校整備室といたしましては、当該内容を踏まえまして、今後におきましても地域の方々や児童生徒の保護者等にご理解とご協力をいただくための説明会等を引き続き行ってまいりたいと考えております。

雑駁な説明で大変恐縮ではございますが、ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 署名についてお伺いしたいのが、学区別内訳のところ、昨年度に比べて今年度の署名数で、川柳小の保護者の方がかなり署名をしているのですけれども、この辺について何か情報が

ありましたら教えてください。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 どの地域で署名活動を行っているのかということも、主な理由と考えております。

越谷レイクタウン駅及びその周辺地域を中心に署名活動を行っているということを把握しているところでございますが、マンション等においては、そのマンション内で署名活動がポストインされているような話も聞いております。そういう意味ではレイクタウン周辺が川柳小学校と明正小学校の学区となっておりますので、そちらの割合が高くなっているかなと考えております。

吉田教育長 学校教育部長から補足ありますか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 下のほうに書いてございます令和2年12月に提出されました項目でございますが、市民や保護者、地域住民等に丁寧な説明をというような項目がございます。これに先立ちまして、令和2年12月の定例市議会の席上で教育長より、地域に対する丁寧な説明をしていくというようなことでご答弁をいただいております。

結果といたしまして、学区内内訳、蒲生小学校が150筆、蒲生第二小が120筆というような状況だったところが、特に蒲生小の筆数が減っております。このことは、市民の声に答えさせていただいた結果、様々な不安というものが解消されている部分もあるのかなと捉えております。今後とも引き続き、先ほど学務課長が申し上げたとおり説明をしてまいりたいと思っております。

一方、レイクタウンエリアにつきましては、その署名の項目といたしまして、レイクタウン地域に安全・安心の学校新設を計画することというような部分がございますので、この学校新設という文言について市民の方の中で、署名という形になったのではないかと推察されるところでございます。

私どもといたしましては、3学園構想を進めてまいります状況の中で、現在保有している施設設備を十分に、有効に活用した上で、子どもたちに対して質の高い教育環境をということを視点に考えておりますので、今後も様々な形で説明をしながら不安を解消させていただきつつ、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 説明ありがとうございました。

先ほど川柳小で署名提出が多かったのかなということでしたけれども、今後丁寧に説明していくことが本当に大事なかなと思います。特に小学校高学年を分離しないことという要求事項がありますので、その辺りについてもその不安解消のための様々な資料とかデータとか、説明がきつと必要になってくるのかなと思います。その辺りにつきましては、やはり保護者の不安ももっとも

なところがあるかなと思いますので、ぜひ丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 1点確認といいますか、教えていただきたいのですけれども、P F I 事業の今後の予定についての中で、例えば要求水準書案に関する質問受付とあるのですけれども、これはどういった質問が業者さんから出てくるのですか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 先日、個別対話というところを実施させていただいたところでございます。私もその席上で、業者の方とお話をさせていただきました。例えば一例を挙げますと、中学校用の体育館アリーナを整備するのは校舎一体型なのか、それとも別棟でよいのかというようなご質問ですとか、例えば I C T 環境を整備するのに、I C T 機器については市側で用意することになっていますが、配管までやってあげばいいのか等、様々な細かな点、それから、技術的な面についてですとか、予算的にどの程度を見込んでいるのか、これについては今度の12月公告をもってご報告するところですが、要求水準書ではなかなかどう把握すればいいのか分からないという事業者が、手を上げるかどうか判断するために明らかにしておこうということで、様々なご質問をいただいているところでございます。この後、また業者のほうに、既にこのような環境でということでお示ししているところですが、これも広く公表させていただく予定でございます。

以上でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和3年度学校給食費の額の変更について」

続きまして、「令和3年度学校給食費の額の変更について」、給食課長から説明いたします。

給食課長。

石川給食課長 それでは、令和3年度学校給食費の額の変更についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の47ページをご覧ください。

初めに、額の変更理由ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小中学校の臨時休業及び分散登校の実施に伴い、学校給食の実施回数に変更があったため、実施回数に応じて令和3年度に限り、学校給食費の額を変更するものでございます。

次に、対象者につきましては、越谷市立の小学校に在籍の1年生から6年生及び中学校に在籍の1年生から3年生を対象としております。

次に、調整の方法としましては、年間の中止回数に応じて令和３年度２月分または３月分給食費を会議要項の48ページ及び49ページの別表のとおり調整した額を徴収させていただきます。なお、会議要項48ページのとおり、小学校及び中学校１年生及び２年生につきましては３月分にて調整し、中学校３年生につきましては会議要項の49ページになりますが、中止回数に応じて２月分と３月分にて調整した額を徴収させていただきます。

なお、調整金額の詳細につきましては会議要項をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

令和３年度学校給食費の額の変更についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

委員の皆さまから他に何かございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 事務局からはありませんか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上とします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、12月23日木曜日、午前10時から教育委員会会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後 ２時５３分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

堀 川 智 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 本 文 平

書 記

教育総務課副課長

濱 田 孝 則